

○白石城桜まつり開催におけるキッチンカー等出店募集要項

1 目的

白石城桜まつりに来訪する観光客の賑わいの創出のため、益岡公園内において、キッチンカー等による飲食・物品等販売やサービスの提供等の営業を行いやすい環境を整えることによって、市民及び来訪者の利便性の向上を図ることを目指します。

2 概要

(1) 出店場所

益岡公園内二の丸駐車場及び本丸内の指定する区画

(2) 出店形態

ア 法令に基づき、白石市内で営業できる許可を得て又は届出を行い、自動車内の調理場で食品を調理し、提供する営業を行う形態（以下「キッチンカー」という。）、自動車を利用して食品等の販売やサービスの提供を行う形態（以下「移動販売車」という。）又は自らで設置、撤去を行うことができる簡易テント等により販売等を行う形態とする。

イ 出店に当たり、電気、ガス、水道等を自ら用意して利用し、出店により発生する排水を益岡公園内に排水せず、持ち帰り適正に処分することができる形態とする。

(3) 販売及びサービス提供品目

- ・飲食物又は物品等
- ・その他サービス（要相談）

(4) 出店時間

午前10時から午後6時まで

(5) 出店可能区画数

- ・二の丸駐車場 7区画（4区画：約3m×約5m）
（3区画：約3m×約6m）
※キッチンカーは、区画に収まるサイズとする。
- ・本丸内 簡易テント等のみ4区画（1区画：約2m×約1.5m）
（1区画：約2m×約8m）
（2区画：約2m×約4m）

(6) 出店料

無料とする。

3 応募資格要件

応募資格を有する者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 白石市に住民票を有する者
 - イ 白石市内で事業を営む者
 - ウ 3の(1)のア及びイを除く、宮城県内で事業を営む者
 - エ 上記にあてはまらない者
- (2) 食品衛生許可証、食品衛生責任者等の実施にあたり法令により必要となる許可、資格等を有する者（食品を販売する場合は必須）
- (3) 市に納付するべき市税等に未納が無いこと。
- (4) 生産物賠償責任保険（PL保険）又はそれに準ずる保険に加入している者
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っていない者
- (7) その他、上記以外でサービスを提供する場合で法令に定められた認可を受けている者

4 応募手続

- (1) 応募期間及び出店期間
 - ア 応募期間 令和8年2月25日（水）～令和8年3月10日（火）
 - イ 出店期間 令和8年3月20日（金）～令和8年5月10日（日）
- (2) 募集及び選定方法等
 - ア 4（1）アの応募期間内に下記の内容を記入した E-mail を事務局まで送信すること。
 - ・住所
 - ・商号又は名称
 - ・代表者職氏名
 - ・出店形態
 - ・キッチンカー又は簡易テント等のサイズ
 - ・希望出店箇所（番号を記入してください。）
第1希望

第2希望

第3希望

・電話番号

・E-mail

イ 応募が出店枠（二の丸駐車場7区画、本丸内4区画）を超える申込みがあった場合は、以下により選定するものとする。

ウ 応募者のうち、3の（1）アに該当する者を優先順位1位、イに該当する者を優先順位2位、ウに該当する者を優先順位3位、エに該当する者を優先順位4位とする。申込みが出店枠を超える場合は抽選により選定する。

エ 希望出店箇所の選定は、4（2）ウにより決定する。出店期間内において営業終了の申し出があり出店箇所に空きが生じた場合、出店箇所の変更を希望する者に変更することができる。複数の希望がある場合は抽選により決定する。

オ 選定された応募者は白石市公式HPから白石城桜まつりキッチンカー等出店申込書（様式1）をダウンロードし、事務局に申請するものとする。

白石市公式HP <https://www.city.shiroishi.miyagi.jp/soshiki/24/>

カ 応募期間終了後、出店枠に空きが生じている場合は、随時、先着順で受け付けるものとする。

キ 募集に係る事務局は、次のとおりとする。

〒989-0292 白石市大手町1番1号

建設部都市創造課 公園施設係

TEL 0224-22-1325（直通） FAX 0224-22-1329

E-mail toshi@city.shiroishi.miyagi.jp

(3) 4の（2）イにより選定された者は、指定する期日までに下記の書類を提出するものとする。

ア 全事業者

- ・市税等について、未納が無いことの証明（納税証明書等）
- ・営業許可証の写し
- ・自動車検査証の写し（車両を使用する場合）
- ・販売車がわかる写真映像（車両を使用する場合）
- ・生産物賠償責任保険（PL保険）又はそれに準ずる保険の証明書の写し

イ 食品提供事業者

- ・食品衛生許可証及び食品衛生責任者等、営業に関し法令による必要な許可、資格等の写し

ウ その他サービスを提供する事業者

- ・法令に定められた認可を受けている場合は許可書の写し

- (4) 事務局において、4の(3)により提出された書類を確認し、不備等がなければ、当該選定された者を白石城桜まつりキッチンカー等出店事業者(決定・不決定)通知書(様式3)により決定する。

5 注意事項

- (1) 4の(4)により決定された者(以下「出店事業者」という。)が発電機や火気を使用する場合、消防等関係機関の指導に従い、消火器の設置等、必要な措置を講じること。
- (2) 出店に使用する車両等には、保健所からの許可証を掲示すること。
- (3) 出店事業者は、出店及び食品、販売等の行為に関して発生した事故や苦情に対して、全ての賠償責任を負うこと。
- (4) 出店に使用する車両の駐車及び看板等の動産の設置に当たって、来訪者、通行人等に影響がないよう、安全管理を徹底し、混雑時等、敷地内の動線及び安全を確保すること。
- (5) 災害時等、やむを得ない事情により、急遽出店を中止とする場合があることを了承すること。この場合において、当該出店中止により出店事業者に損害が生じて市は一切の補償を行わないことを了承すること。
- (6) 出店を中止する場合は、事務局に申し出ること。
- (7) 音響設備や拡声器等、騒音となりえる機器は使用しないこと(発電機等必要な機器は除く。)
- (8) 公園敷地内での呼び込み、宣伝は行わないこと(区画内の看板等は除く。)
- (9) 出店事業者の責において発生したゴミ、残飯、排水等は持ち帰りとし、終了後は清掃片付けを行うこと。
- (10) 公園内の施設、花木を毀損しないよう注意すること。
- (11) 提供する容器等は、出店事業者がゴミ箱を設置し、回収すること。
- (12) 二の丸駐車場トイレ清掃等維持管理の際、車両の出入りがある為、テーブル及び椅子等を展開している場合は、移動するなど車両の出入りに協力すること。
- (13) 出店に伴い提供する容器等は、エコ容器にするなど、できるかぎり環境に配慮したものを使用すること。
- (14) 販売価格については、公共施設で販売することを踏まえて、適正な価格を考慮すること。
- (15) 出店中は、公園内及び敷地の汚れ防止対策を行うこと。
- (16) 注意事項に反する行為を行ったものと認められた出店事業者は、以後の出店及び新たな応募の受付を行わない可能性があること。
- (17) 万一事故等が発生した場合、速やかに事務局に連絡すること。
- (18) その他、市長が必要と認めた事項について遅滞なくその指示に従うこと。

